

# あわらし市景観条例・景観計画が改正され、 太陽光発電施設を設置する際は

## 届出が必要になります！

(令和7年4月1日施行)

あわらし市では、良好な景観を形成するために、平成24年にあわらし市景観条例・景観計画を策定しております。

令和7年4月1日にあわらし市景観条例及び景観計画が改正され、一定規模以上の太陽光発電施設を設置・増築等する際は、事前に条例に基づく届出が必要になります。

今回の改正により、景観にそぐわない無造作な太陽光発電施設の設置を防ぎ、自然と調和した景観の保全を図ります。

## 改正のポイント

### 【景観条例】

- ・届出対象工作物に、「パネル面積の合計が500平方メートルより大きい太陽光発電施設」を追加

### 【景観計画】

- ・太陽光発電施設における景観形成基準を追加



## 注意事項

- ・今回の改正は令和7年4月1日から施行されます
- ・景観形成基準については、次のページをご確認ください



【あわらし市景観条例・景観計画に関するお問い合わせ先】

あわらし市役所 土木部 建設課 都市計画グループ

郵便番号: 919-0692

住 所 あわらし市市姫三丁目1-1

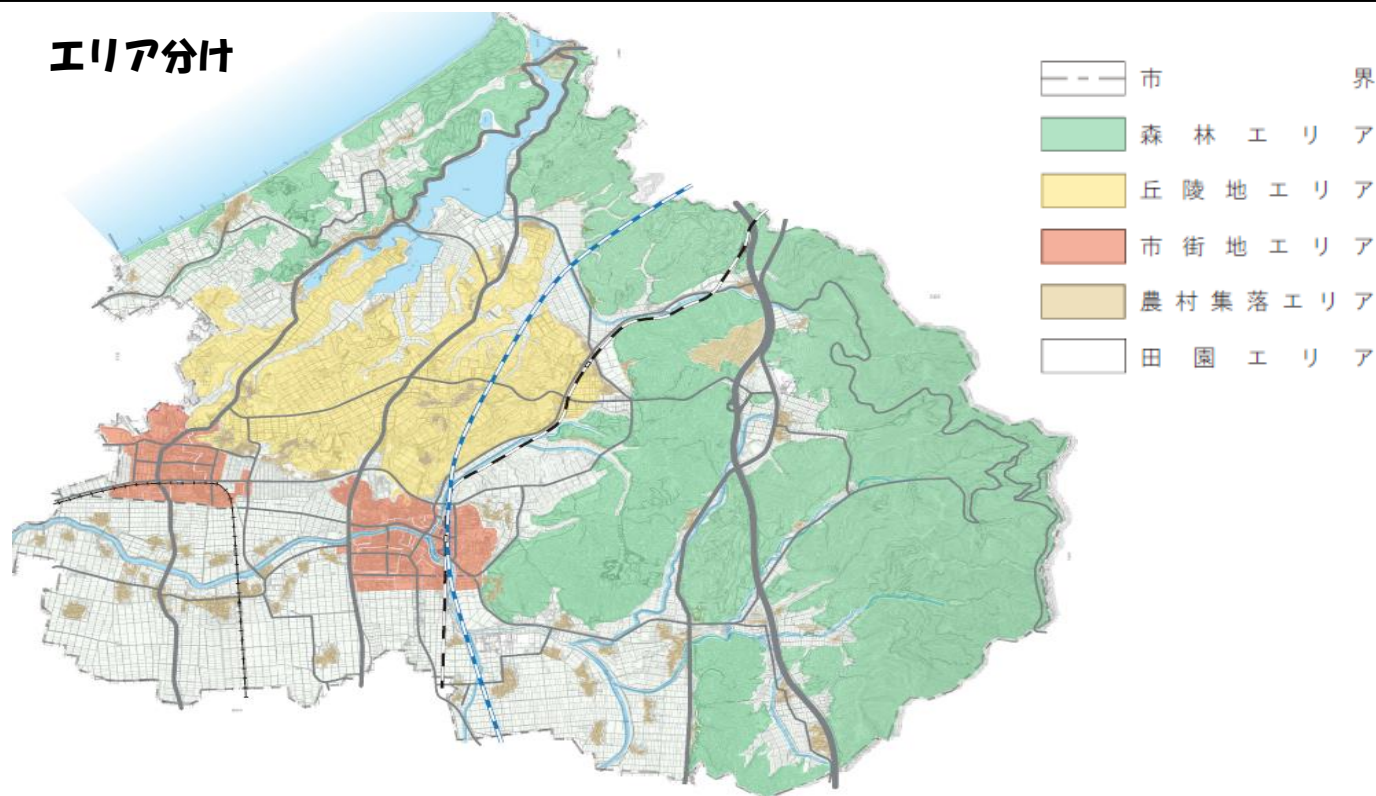
電話番号: 0776-73-8027



# 太陽光発電施設の景観形成基準について

あわら市景観計画区域(あわら市全域)を5つのエリアに分け、エリアや設置場所に応じて景観形成基準を定めています。

## エリア分け



### ①地上(平地)に設置する場合【市街地エリア、農村集落エリア】

太陽光パネルの最上部を超える高さのルーバー等で目隠しをする。または周辺と調和した色彩を選ぶ。



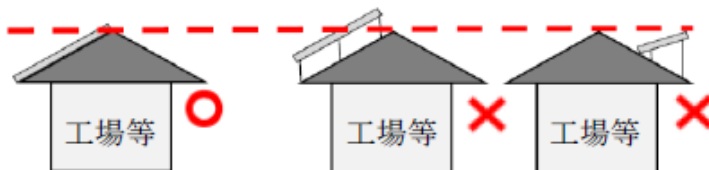
### ②地上(傾斜地)に設置する場合【丘陵地エリア、森林エリア】

向きや傾斜を揃えて配置する。



### ③勾配屋根に設置する場合【市街地エリア、農村集落エリア、田園エリア】

- ・ルーバー等で目隠しをする。または屋根と同じ傾斜・高さで設置する。
- ・上記に加え、市街地エリア及び農村集落エリアは、周辺と調和した色彩を選ぶ。



### ④陸屋根に設置する場合【市街地エリア、農村集落エリア、田園エリア】

ルーバー等で目隠しをする。または道路や公園などの公共空間から視認できないような高さ・配置とする。

